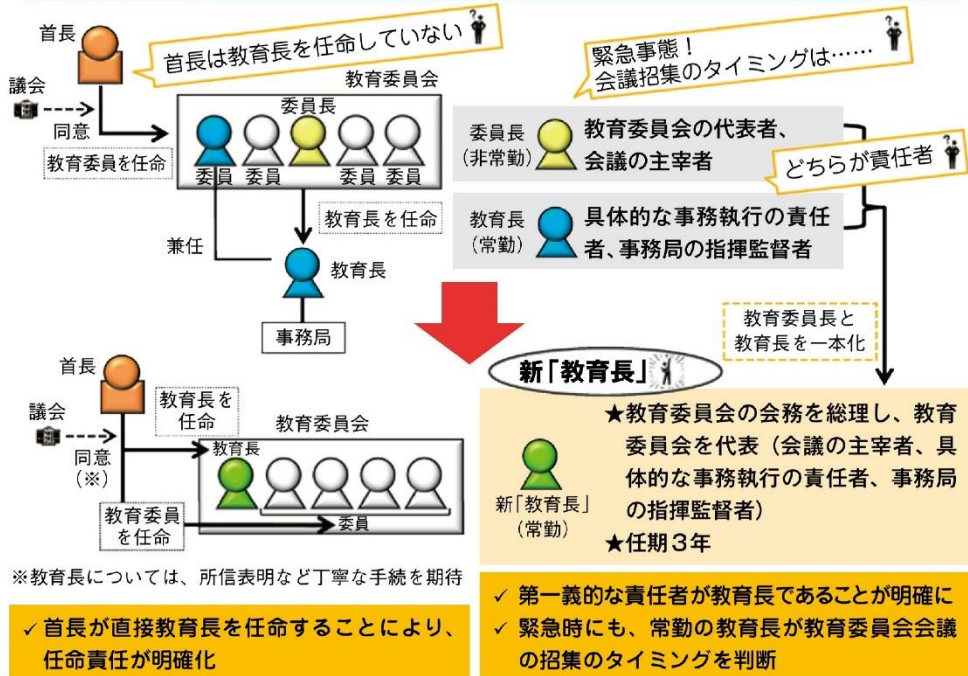


**POINT①**  
教育長

**教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置**



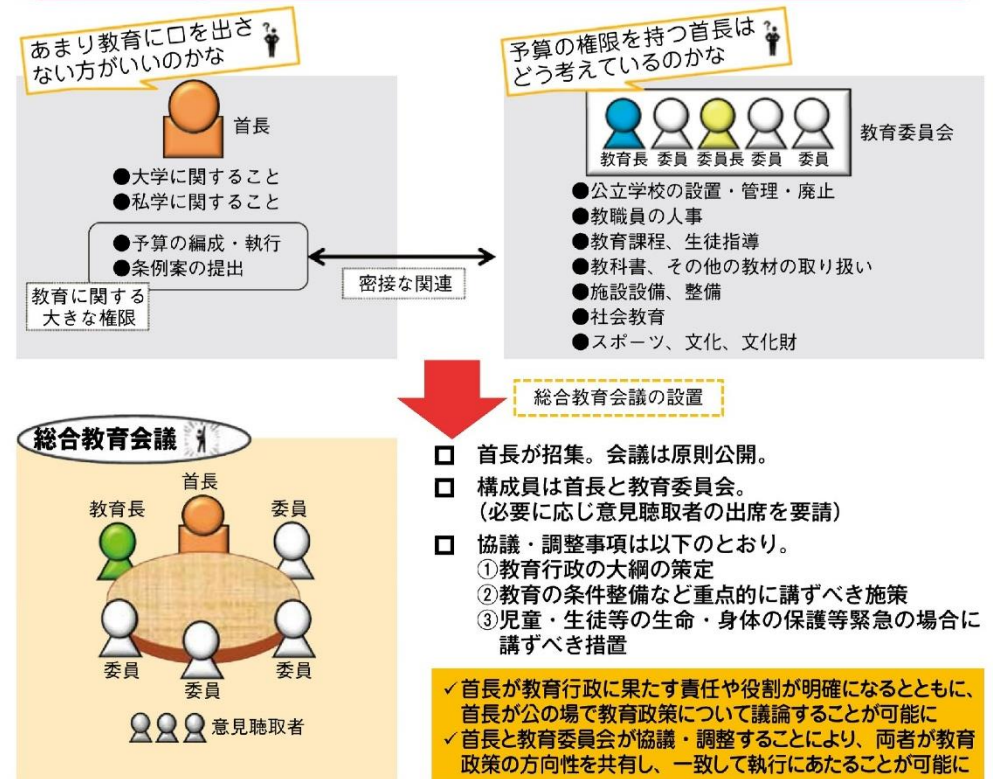
**POINT②**  
教育委員会

**教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化**

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
  - 教育委員によるチェック機能の強化のため、
    - ・教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求
    - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
  - 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。
- ✓ 教育委員会の審議の活性化

**POINT③**  
総合教育会議

**すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置**



**POINT④**  
大綱

**教育に関する「大綱」を首長が策定**

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参照して定める。
  - 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
  - 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。
- ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化